

前橋家庭裁判所委員会議事概要

- 1 開催日時 平成16年9月28日(火)午後1時30分～3時30分
- 2 開催場所 前橋家庭裁判所大会議室
- 3 出席者(五十音順)

青木公夫委員, 家坂清子委員, 五十嵐甫委員, 小林正一委員, 櫻井良一委員, 関根正喜委員, 田崎美津江委員, 中村喜美郎委員, 武藤洋一委員, 安澤礼子委員, 山崎健二委員, 山田謙治委員, 横島庄治委員(以上13人)

(光野純子委員は欠席)

4 意見交換

テーマ「地域住民に身近で利用しやすい前橋家庭裁判所を目指して」のうち、『地域との結びつき』を中心に意見交換をした。

出された意見の概要は、以下のとおり。

- 「中学校と家庭裁判所との連絡協議会」等の協議結果等について、関係諸団体にも情報提供をしていただけるように検討をしてほしい。
- 児童虐待の被害児童を出さないために、事前の予防という観点から、家庭裁判所から児童相談所に対して積極的な指導はできないか。
- 家庭裁判所を知ってもらうために、各種研修会等に講師を派遣するなど積極的な広報活動をしたらどうか。例えば、新任民生児童委員の研修、一般の家庭教育学級、公民館活動等に出て行き、家裁調査官等が少年非行の実態や夫婦関係調整等の事例を紹介することが、事件発生の予防につながり、興味を持って聴いてもらえるのではないか。
- 裁判所の広報活動等を見ていると、地裁は地裁、家裁は家裁と分けていて効率が悪い。外部の人間から見ると、地裁とか家裁とか関係なく裁判所はひとつと見えるのであるから、裁判所の全体像を県民にアピールすべきと思う。地家

裁委員会も合同で開催してもよいと思う。

- 司法改革の一環として実施される裁判員制度について、政府国家が一体となって国民の理解を得なければならない。裁判所としても今までの待ち受ける対応ではなく、積極的に国民の中に入って行って広報活動をしなければならないと考える。
- 小中学生等の裁判所見学にしても、待ち受けるだけでなく、各地区の教育委員会を通じて、授業の一環として組み入れてもらうような連携をとったかどうか。裁判員制度にしても、小中学生のうちから意識付けるように、見学等を呼び入れたらどうか。
- 本来の仕事の片手間にやる広報活動ではなく、広報担当や企画担当のような専門のスタッフ組織を作って考えていかない限り、現状を打破するような改革は難しいのではないか。
- 裁判所は事件処理が本来業務であり、広報はできる範囲でというプラスアルファ的な扱いに見える。裁判所自身の意識改革が必要と思われる。
- 一般の者の目線に立ち、特定の情報を必要とする人にその情報を提供するというようなポイントポイントに応じた効果的な情報提供をすることが望ましい。家庭裁判所が作成、配布している「テレホン・FAXサービス」等についても、伝えたいところに伝わっていないのではないかというもどかしさを感じる。

以上